

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024年4月10日

SWCC株式会社

吸収合併に関する事後開示事項

神奈川県川崎市川崎区日進町1番14号
(甲) SWCC株式会社
代表取締役社長 長谷川 隆代

甲は、2024年1月30日付で、株式会社ACW-DEEP（以下、「乙」という。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」という。）を行いました。

本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）
乙は、甲の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
乙は、甲の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
乙は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）

乙は、会社法第 789 条第 2 項の規定に従い、2024 年 2 月 6 日付の官報に公告を行うとともに同日付で知れたる債権者に対する個別催告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、
ならびに第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第 796 条の 2）

甲において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

甲において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議手続について（会社法第 799 条）

甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、2024 年 2 月 6 日付の官報に公告を行うとともに同日付の電子公告において、債権者に対し本件吸収合併に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

甲は、本件吸収合併の効力発生日をもって、乙の資産、負債その他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙「吸収合併に関する事前開示書面」のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収合併による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2024 年 4 月 10 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した甲の株主はいませんでした。

以上

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

2024年1月31日

SWCC株式会社
株式会社ACW-DEEP

吸収合併に関する事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく事前備置書面)

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく事前備置書面)

神奈川県川崎市川崎区日進町 1 番 14 号

(甲) SWCC 株式会社

代表取締役 長谷川 隆代

神奈川県相模原市中央区南橋本四丁目 1 番 1 号

(乙) 株式会社 ACW-DEEP

代表取締役 山口 聡

上記会社は、それぞれ取締役会の決議等を経て、2024 年 1 月 30 日付で合併契約を締結し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は 2024 年 4 月 1 日であり、甲は会社法第 796 条第 2 項、乙は同第 784 条第 1 項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

ここに、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1「合併契約書」のとおり。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 甲（吸収合併存続会社）の最終事業年度に係る計算書類等

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(2) 乙（吸収合併消滅会社）の最終事業年度に係る計算書類等

乙の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の甲（吸収合併存続会社）の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本合併効力発生日以後も、甲の収益およびキャッシュフローの状況につき、甲による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ想定されておりません。

従いまして、本合併効力発生日以後における甲の債務の履行の見込みはあると判断いたします。

7. 補足

事前開示開始日後に上記に掲げる事項により変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

合併契約書

SWCC株式会社（以下、甲という。）および株式会社ACW-DEEP（以下、乙という。）は、次のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（合併の効力の生ずる日）

合併の効力の生ずる日（以下、効力発生日という。）は、2024年4月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ、必要があるときは、甲乙協議の上効力発生日を変更することができる。

第3条（合併に際して発行する株式および資本金）

乙は、甲が全株式を所有していることから、合併による新株式の発行および資本金の増加はこれを行わない。

第4条（増加すべき準備金等）

甲が合併により増加すべき株主資本の内訳は、次のとおりとする。ただし、効力発生日における乙の資産および負債の状態により、甲乙協議の上これを変更することができる。

（1）その他資本剰余金

効力発生日における乙の資本金、資本準備金およびその他資本剰余金の額

（2）その他利益剰余金

効力発生日における乙の利益準備金およびその他利益剰余金の額

第5条（合併契約書の承認）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、本契約書について株主総会の承認を得ないで本件合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約書について株主総会の承認を得ないで本件合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

乙は、2023年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務一切を、効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれらを承継する。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行および財産の管理を行い、その財産または権利義務に重大な影響を及

ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議してこれを行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日までに乙の従業員全員を引き継ぐものとし、従業員に関する取り扱いについては、別に甲乙協議の上これを定める。

第9条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または、本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、本契約の締結日においてその効力を生じる。ただし、法令に定められた関係官庁の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上これを定める。

本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

2024年1月30日

甲 神奈川県川崎市川崎区日進町1番14号
SWCC株式会社
代表取締役社長 長谷川 隆 代

乙 神奈川県相模原市中央区南橋本四丁目1番1号
株式会社ACW-DEEP
代表取締役社長 山口 聡

副印

貸借対照表

株式会社ACW-DEEP

令和 5年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流 動 資 産】	【 10,873,504】	【流 動 負 債】	【 31,839,298】
現金及び預金	2,692,200	短期借入金	28,500,000
売掛金	8,181,304	未払金	1,435,208
【固 定 資 産】	【 1,791,488】	未払費用	589,180
(有形固定資産)	(1,056,488)	未払法人税等	70,000
工具器具備品	448,288	未払消費税等	1,127,100
一括償却資産	608,200	預り金	117,810
(投資その他の資産)	(735,000)	【固 定 負 債】	【 22,182,000】
出資金	10,000	長期借入金	22,182,000
長期繰延税金資産	725,000	負 債 合 計	54,021,298
		純 資 産 の 部	
		【株 主 資 本】	【 Δ41,356,306】
		資本金	3,000,000
		(利益剰余金)	(Δ44,356,306)
		その他利益剰余金	Δ44,356,306
		繰越利益剰余金	Δ44,356,306
		純 資 産 合 計	Δ41,356,306
資 産 合 計	12,664,992	負 債 ・ 純 資 産 合 計	12,664,992

損益計算書

株式会社ACW-DEEP

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		24,763,804
【売 上 原 価】		
仕 入 高		1,668,797
		23,095,007
【販売費及び一般管理費】		24,541,457
		△1,446,450
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	20	
受 取 配 当 金	300	
雑 収 入	37,328	37,648
【営 業 外 費 用】		
支 払 利 息	204,684	
雑 損 失	17,200	221,884
		△1,630,686
		△1,630,686
		△956,876
		△673,810

販売費及び一般管理費

株式会社ACW-DEEP

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	7,200,000
給 与 手 当	8,609,635
法 定 福 利 費	1,846,296
福 利 厚 生 費	131,714
旅 費 交 通 費	1,177,799
通 信 費	558,113
交 際 費	178,736
寄 付 金	18,000
会 議 費	331,854
減 価 償 却 費	878,982
リ ー ス 料	102,960
保 険 料	121,250
燃 料 費	1,437
消 耗 品 費	455,685
租 税 公 課	1,199,463
運 賃	3,630
事 務 用 品 費	72,441
広 告 宣 伝 費	332,200
支 払 手 数 料	1,177,146
諸 会 費	80,139
新 聞 図 書 費	62,177
雑 費	1,800
合 計	24,541,457

株主資本等変動計算書

株式会社ACW-DEEP

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

単位：円

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	3,000,000	△43,682,496	△43,682,496	△40,682,496	△40,682,496
当期変動額					
当期純損失		△673,810	△673,810	△673,810	△673,810
当期変動額合計	-	△673,810	△673,810	△673,810	△673,810
当期末残高	3,000,000	△44,356,306	△44,356,306	△41,356,306	△41,356,306